生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書(ポイント)

1. 地域共生社会の実現を見据えた包括的な相談支援の実現

- ○生活困窮者に**関係行政窓口等で自立相談支援機関の利用勧奨**を行う等、関係機関の連携を促進。
- ○生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための**関係機関間の情報共有の仕組み**を設ける。
- ○生活困窮者の定義や目指すべき理念に関する視点について、法令において明確化。
- 〇<u>就労準備支援事業、家計相談支援事業は、</u>取り組みやすくなる事業実施上の工夫、都道府県による実施上の体制の支援、<u>自立相談支援事業と一</u> 体的な支援の実施が重要。法律上の必須事業とすることも目指しつつ、全国の福祉事務所設置自治体で実施されるようにする。
- ○従事者の研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりについて、**都道府県事業として明確に位置づけ**。
- ○希望する町村は一次的な自立相談支援機能を担い、都道府県と連携して対応できるようにする。

2. 「早期」、「予防」の視点に立った自立支援の強化

- ○就労準備支援事業について、年齢要件を撤廃。資産収入要件を必要以上に限定しないよう見直す。
- 〇データに基づき、生活保護受給者の生活習慣病の発症予防・重症化予防を更に推進する<u>「健康管理支援事業」を創設</u>する。<u>国は、生活習慣病の</u> 状況等を分析して情報提供を行うなど、地方自治体の取組を支援する。

3. 居住支援の強化

- 〇<u>社会的に孤立している生活困窮者に対し、</u>必要な見守りや生活支援、緊急連絡先の確保などを行い、<u>地域住民とのつながりをつくり、相互に支</u> え合うことにも寄与する取組を新たに制度的に位置づけ。
- ○無料低額宿泊事業について、最低基準の法定化、事前届出制等により法令上の規制を強化。
- 〇<u>単身での生活が困難な生活保護受給者について、質が担保された無料低額宿泊所等で、日常生活上の支援を受け生活できるような仕組み</u>を検討。

4. 貧困の連鎖を防ぐための支援の強化

- 〇<u>子どもの学習支援事業</u>について学習支援のほか、<u>生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化</u>。
- ○生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、生活保護特有の事情が障壁になることがないよう、制度を見直す。

5. 制度の信頼性の確保

- ○<u>後発医薬品については、更なる使用促進のため、その使用を原則とする</u>。医師等が後発医薬品の使用を可能と認めていることや、薬局等における在庫等の問題がないことなど、必要な条件を満たした上で実施するよう留意。
- ○有料老人ホーム等について、介護保険と同様、居住地特例の対象とする。
- ○資力がある時に受けた保護費の返還について、保護費との調整を行うこと等を可能とする。